

改定後	現 行																																												
<u>ソネット支店景品規定</u> ソネット支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。 <u>(削除)</u>	<u>ソネット支店景品規定</u> ソネット支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。 第1条 ホームローンレディース、スーパーホームローンレディース 1. 対象となるお客さま ソネット支店でホームローンレディース、スーパーホームローンレディースをご契約のお客さま 2. 景品 当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)又はVJAギフトカード(以下「ギフトカード」といいます。)のいずれかとなります。 3. コースの選択 対象となるお客さまには、ホームローンレディース、スーパーホームローンレディースの借入残高に応じて、宝くじを進呈するドリームコース、又はギフトカードを進呈するステディーコースのいずれかのコースを選択していただきます。 なお1度選択されましたコースにつきましては、いかなる場合も変更することはできません。 4. ドリームコース (1) 景品とする宝くじの種類、送付頻度、枚数 景品としてお客さまにお送りする宝くじの種類、送付頻度、送付枚数は、当社の定める基準日(年2回、毎年6月30日、11月15日)時点のホームローンレディース、スーパーホームローンレディースの借入金額合計残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。 <table><tr><th colspan="2">基準日</th><th>6月30日</th><th>11月15日</th></tr><tr><th colspan="2">送付する宝くじの種類</th><td>サマージャンボ宝くじ</td><td>年末ジャンボ宝くじ</td></tr><tr><td rowspan="5">お借入残高</td><td>500万円以上 1, 000万円未満</td><td>—</td><td>10枚</td></tr><tr><td>1, 000万円以上 2, 000万円未満</td><td>10枚</td><td>20枚</td></tr><tr><td>2, 000万円以上 3, 000万円未満</td><td>20枚</td><td>30枚</td></tr><tr><td>3, 000万円以上 5, 000万円未満</td><td>50枚</td><td>50枚</td></tr><tr><td>5, 000万円</td><td>100枚</td><td>100枚</td></tr></table> (2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、若しくは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることができることとします。 5. ステディーコース (1) 景品とするギフトカードの種類、送付頻度、枚数 景品としてお客さまにお送りするギフトカードの種類、送付頻度、送付枚数は、当社の定める基準日(年2回、毎年6月30日、11月15日)時点のホームローンレディース、スーパーホームローンレディースの借入金額合計残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。 <table><tr><th colspan="2">基準日</th><th>6月30日</th><th>11月15日</th></tr><tr><td rowspan="5">お借入残高</td><td>500万円以上 1, 000万円未満</td><td>—</td><td>3, 000円分</td></tr><tr><td>1, 000万円以上 2, 000万円未満</td><td>3, 000円分</td><td>6, 000円分</td></tr><tr><td>2,000万円以上 3, 000万円未満</td><td>6, 000円分</td><td>9, 000円分</td></tr><tr><td>3, 000万円以上 5, 000万円未満</td><td>15, 000円分</td><td>15, 000円分</td></tr><tr><td>5, 000万円</td><td>30, 000円分</td><td>30, 000円分</td></tr></table> 6. 景品の進呈期間 本条第1項に定める各融資対象商品のお借入期間または10年間のいずれか短い期間とします。ただし送付期間中であっても	基準日		6月30日	11月15日	送付する宝くじの種類		サマージャンボ宝くじ	年末ジャンボ宝くじ	お借入残高	500万円以上 1, 000万円未満	—	10枚	1, 000万円以上 2, 000万円未満	10枚	20枚	2, 000万円以上 3, 000万円未満	20枚	30枚	3, 000万円以上 5, 000万円未満	50枚	50枚	5, 000万円	100枚	100枚	基準日		6月30日	11月15日	お借入残高	500万円以上 1, 000万円未満	—	3, 000円分	1, 000万円以上 2, 000万円未満	3, 000円分	6, 000円分	2,000万円以上 3, 000万円未満	6, 000円分	9, 000円分	3, 000万円以上 5, 000万円未満	15, 000円分	15, 000円分	5, 000万円	30, 000円分	30, 000円分
基準日		6月30日	11月15日																																										
送付する宝くじの種類		サマージャンボ宝くじ	年末ジャンボ宝くじ																																										
お借入残高	500万円以上 1, 000万円未満	—	10枚																																										
	1, 000万円以上 2, 000万円未満	10枚	20枚																																										
	2, 000万円以上 3, 000万円未満	20枚	30枚																																										
	3, 000万円以上 5, 000万円未満	50枚	50枚																																										
	5, 000万円	100枚	100枚																																										
基準日		6月30日	11月15日																																										
お借入残高	500万円以上 1, 000万円未満	—	3, 000円分																																										
	1, 000万円以上 2, 000万円未満	3, 000円分	6, 000円分																																										
	2,000万円以上 3, 000万円未満	6, 000円分	9, 000円分																																										
	3, 000万円以上 5, 000万円未満	15, 000円分	15, 000円分																																										
	5, 000万円	30, 000円分	30, 000円分																																										

改定後	現 行																		
第1条 スペシャルギフト付き定期預金 1. 対象となるお客さま スペシャルギフト付き定期預金をご契約いただき、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま 2. 抽せん方法 (1) 当社は、スペシャルギフト付き定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書又はインターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満の場合には、抽せん番号は付しません。 (2) 当社は、毎月、前月末日時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。 (3) スペシャルギフト付き定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、毎月抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。 (4) 抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行います。 (5) 当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。 3. 景品 (1) 抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品及び2等景品とします。景品の詳細はインターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。 (2) 1等景品、2等景品についてそれぞれ複数の種類の景品が用意されている場合、当せんされたお客さまは、1等又は2等景品の中から任意の景品を選択できます。 (3) 景品の選択にあたっては、当社所定の方法により、お客さまに選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかった場合には、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択します。 4. 景品の送付先 当せんされたお客さまに当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社へのお届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達した場合には、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。 第2条 ジャンボ宝くじ付き定期預金 1. 対象となるお客さま ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま 2. 景品とする当せん金付証票の種類、進呈頻度、枚数 (1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)の種類、進呈頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。 <table><tr><th>預入金額</th><th>宝くじの種類</th><th>進呈予定の宝くじ</th></tr><tr><td>100万円</td><td>ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ</td><td>左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚</td></tr><tr><td>300万円</td><td>ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ</td><td>左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚</td></tr></table>	預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ	100万円	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚	300万円	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚	基準日におけるホームローンレディース、スーパーホームローンレディースの残高が5百万円未満になった場合は、宝くじ又はギフトカードの発送を行いません。 7. 景品の進呈時期 原則として、毎年7月下旬、12月上旬に進呈します。ただし、500万円以上1,000万円未満のお客さまは、12月上旬のみとなります。 8. 景品の送付先 所定の宝くじ又はギフトカードは、ホームローンレディース、スーパーホームローンレディースをご契約いただいているお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじ又はギフトカードが到達しなかった場合、及び宝くじ又はギフトカードが配達された際にお客さまが不在であったため到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。 第2条 スペシャルギフト付き定期預金 1. 対象となるお客さま スペシャルギフト付き定期預金をご契約いただき、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま 2. 抽せん方法 (1) 当社は、スペシャルギフト付き定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書若しくはインターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満の場合には、抽せん番号は付しません。 (2) 当社は、毎月、前月末日時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。 (3) スペシャルギフト付き定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、毎月抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。 (4) 抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行います。 (5) 当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。 3. 景品 (1) 抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品及び2等景品とします。景品の詳細はインターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。 (2) 1等景品、2等景品についてそれぞれ複数の種類の景品が用意されている場合、当せんされたお客さまは、1等又は2等景品の中から任意の景品を選択できます。 (3) 景品の選択にあたっては、当社所定の方法により、お客さまに選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかった場合には、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択します。 4. 景品の送付先 当せんされたお客さまに当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社へのお届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達した場合には、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。 第3条 ジャンボ宝くじ付き定期預金 1. 対象となるお客さま ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま 2. 景品とする当せん金付証票の種類、送付頻度、枚数 (1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)の種類、送付頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。 <table><tr><th>預入金額</th><th>宝くじの種類</th><th>進呈予定の宝くじ</th></tr><tr><td>1百万円</td><td>ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ</td><td>左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚</td></tr><tr><td>3百万円</td><td>ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ</td><td>左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚</td></tr></table>	預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ	1百万円	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚	3百万円	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚
預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ																	
100万円	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚																	
300万円	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚																	
預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ																	
1百万円	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚																	
3百万円	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚																	

改定後			現 行							
<table><tr><td>600万円</td><td rowspan="2">年末ジャンボ宝くじ</td><td>左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚</td></tr><tr><td>900万円</td><td>左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚</td></tr></table>	600万円	年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚	900万円	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚	(2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。	3. 宝くじの進呈基準日 所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまに進呈します。			
600万円	年末ジャンボ宝くじ		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚							
900万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚								
<table><tr><th>宝くじの種類</th><th>基 準 日</th></tr><tr><td>ドリームジャンボ宝くじ</td><td>4月15日</td></tr><tr><td>サマージャンボ宝くじ</td><td>6月30日</td></tr><tr><td>年末ジャンボ宝くじ</td><td>11月15日</td></tr></table>	宝くじの種類	基 準 日	ドリームジャンボ宝くじ	4月15日	サマージャンボ宝くじ	6月30日	年末ジャンボ宝くじ	11月15日	4. 宝くじ進呈期間 宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について進呈し、この預金が継続された場合には宝くじの進呈も継続します。	5. 進呈する宝くじの取扱方法について お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただき、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。 お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。「通知書」にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。
宝くじの種類	基 準 日									
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日									
サマージャンボ宝くじ	6月30日									
年末ジャンボ宝くじ	11月15日									
6. 通知書について 「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの当せん金の換金期限到来後に当社にて廃棄します。お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。	7. 中途解約時の注意 宝くじ進呈の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入残高があっても、その後前項の「通知書」の発送までに中途解約された場合は、宝くじの進呈を中止することがあります。 また、定期預金預入れ後、短期間での中途解約を複数回繰り返した場合、又は当社が不適切な取引と判断した場合には、定期預金口座の作成を停止又は解約をさせていただく場合がございます。	8. 当せん金について お客さまに進呈した宝くじの抽せん結果(「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」を含む)の確認は、当社がみずほ銀行に委託し、みずほ銀行が行います。当せん金は、ソネット支店普通預金口座に自動的に振込いたします。(抽せんから1か月以内)宝くじの当せん金の受取り前にお客さまの都合で当せん金受取口座を解約された場合、その他の当せん金の入金ができない事情があると当社が判断する場合には、お客さまの当せん金の請求権は消滅するものとし、当社及びみずほ銀行は、本当せん金が振り込まれないことについての一切の責任を負いません。								
9. 「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」について 宝くじの抽せんにはずれ、翌年9月2日に行われる「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合、みずほ銀行から直接、景品を送付します。なお、送付先は基準日におけるお客さまのお届け住所とします。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により、「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品が送付できなかった場合は、当社およびみずほ銀行は、お客さまに景品をお届けできないことによる一切の責任を負いません。抽せんにはずれた宝くじは、当社又はみずほ銀行で処分します。	10. 個人情報について 宝くじの当せん金や「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品の進呈のため、お客さまの住所、氏名、口座番号の個人情報を当社及び宝くじの保護預かり業務の委託先であるみずほ銀行で利用させていただきます。ただし、これらの情報は、宝くじの当せん金や景品の進呈に係る業務の範囲に限り利用するものとします。	11. 譲渡・質入れの禁止 宝くじを受領する権利及びその宝くじから生じる権利、その他この規定に係る一切の権利は譲渡、質入れ、その他第三者の権								

<table><tr><td>6百万円</td><td rowspan="2">年末ジャンボ宝くじ</td><td>左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚</td></tr><tr><td>9百万円</td><td>左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚</td></tr></table>	6百万円	年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚	9百万円	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚	(2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、若しくは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることができるとします。	3. 宝くじの送付基準日 所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまに送付します。			
6百万円	年末ジャンボ宝くじ		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚							
9百万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚								
<table><tr><th>宝くじの種類</th><th>基 準 日</th></tr><tr><td>ドリームジャンボ宝くじ</td><td>4月15日</td></tr><tr><td>サマージャンボ宝くじ</td><td>6月30日</td></tr><tr><td>年末ジャンボ宝くじ</td><td>11月15日</td></tr></table>	宝くじの種類	基 準 日	ドリームジャンボ宝くじ	4月15日	サマージャンボ宝くじ	6月30日	年末ジャンボ宝くじ	11月15日	4. 宝くじ送付期間 宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について送付し、この預金が継続された場合には宝くじの送付も継続します。	5. 宝くじの送付先 所定の宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、及び宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。
宝くじの種類	基 準 日									
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日									
サマージャンボ宝くじ	6月30日									
年末ジャンボ宝くじ	11月15日									
6. 相続発生時の宝くじ 相続の手続が完了するまでの間、当社にて宝くじを保管し、相続手続完了後、当社にお申し出いただいた代表相続人あてに送付します。なお、宝くじの支払期限内に相続手続又は当社所定の送付先変更手続が完了しなかった場合は、保管している宝くじを弊社にて処分します。	(追加)									

改定後	現 行
<u>利を設定することができません。</u> 第3条 hahaco定期預金 1. 対象となるお客さま (1) hahaco関係の登録がある2名のお客さまのhahaco定期預金の預入金額が各々10万円以上あり、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま (2) 当社の定める基準日(年1回、毎年12月末)時点において、hahaco関係の登録がある2名のお客さまのhahaco定期預金の預入金額が各々10万円以上あり、かつその2名の預入金額が合計500万円以上ある「haha」として登録されたお客さま(「co」として登録されたお客さまは対象となりません) 2. 景品 前項(1)に定める抽せんによって進呈される景品は旅行券、前項(2)に定める一定条件を満たすお客さまにもれなく提供される景品は、菓子(事前にお選びいただいた焼き菓子又はチョコレート。以下「菓子」といいます。)となります。 3. 旅行券の抽せん方法 (1) 当社は、hahaco定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書<u>又は</u>インターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満の場合には、抽せん番号は付しません。また、hahaco関係の登録がある2名のお客さまのhahaco定期預金の預入金額が合計500万円以上あるお客さまについては、預入金額10万円ごとに2口の抽せん番号を付します。 (2) 当社は、3月末、6月末、9月末、12月末時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。 (3) hahaco定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。 (4) 抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行いいます。 (5) 当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。 4. 菓子の進呈 (1) 申込み時は、「Aコース(焼き菓子)」が設定されます。コース変更をご希望の場合は、当社所定の方法でお申出ください。12月末までに所定の<u>お手続</u>が完了したお客さまについては、翌年1月に発送する菓子より変更後のコースを適用します。なお、コース変更の申出はhaha、co2名同意のものとみなし、当社は責任を負いません。 (2) 菓子の発送は、当社所定の発送委託先より行われます。菓자에破損・品質劣化等の瑕疵があった場合には、発送委託先に直接その旨を、その瑕疵を発見したお客さまより連絡してください。菓子の再送等は発送委託先の責任において行い、当社は責任を負いません。 5. 景品の進呈時期 (1) 前記1. (1)の景品は、原則として、4月、7月、10月、1月下旬に進呈します。 (2) 前記1. (2)の景品は、原則として、毎年1月に進呈します。 6. 景品の送付先 (1) 当せんされたお客さま、及び前記1. (2)に該当するお客さまに、当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社へのお届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達したときには、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。 (2) 菓子の送付先は、hahaとして登録されたお客さまのお届出住所となり、coとして登録されたお客さまへの送付希望及び送付先変更は一切お受けしません。 第4条 景品の確認 <u>(削除)</u> ギフトカード、スペシャルギフト、旅行券、及び菓子(以下「ギフトカード等の景品」といいます。)の発送にあたっては、厳正な管理及び登録をしています。送付されたギフトカード等の景品は、必ず到達直後<u>直ちに</u>お客さまご自身で確認をしてください。万一、ギフトカード等の景品の内容が相違していると思われる場合には、商品券等の景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、商品券等の景品到達後11日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。また、ギフトカード等の景品が配達された際にお客さまが不在であったため、ギフトカード等の景品の到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10日以内に行ってください。 <u>(削除)</u>	第4条 hahaco定期預金 1. 対象となるお客さま (1) hahaco関係の登録がある2名のお客さまのhahaco定期預金の預入金額が各々10万円以上あり、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま (2) 当社の定める基準日(年1回、毎年12月末)時点において、hahaco関係の登録がある2名のお客さまのhahaco定期預金の預入金額が各々10万円以上あり、かつその2名の預入金額が合計500万円以上ある「haha」として登録されたお客さま(「co」として登録されたお客さまは対象となりません) 2. 景品 前項(1)に定める抽せんによって進呈される景品は旅行券、前項(2)に定める一定条件を満たすお客さまにもれなく提供される景品は、菓子(事前にお選びいただいた焼き菓子又はチョコレート。以下「菓子」といいます。)となります。 3. 旅行券の抽せん方法 (1) 当社は、hahaco定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書<u>若しくは</u>インターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満の場合には、抽せん番号は付しません。また、hahaco関係の登録がある2名のお客さまのhahaco定期預金の預入金額が合計500万円以上あるお客さまについては、預入金額10万円ごとに2口の抽せん番号を付します。 (2) 当社は、3月末、6月末、9月末、12月末時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。 (3) hahaco定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。 (4) 抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行いいます。 (5) 当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。 4. 菓子の進呈 (1) 申込み時は、「Aコース(焼き菓子)」が設定されます。コース変更をご希望の場合は、当社所定の方法でお申出ください。12月末までに所定の<u>お手続き</u>が完了したお客さまについては、翌年1月に発送する菓子より変更後のコースを適用します。なお、コース変更の申出はhaha、co2名同意のものとみなし、当社は責任を負いません。 (2) 菓子の発送は、当社所定の発送委託先より行われます。菓자에破損・品質劣化等の瑕疵があった場合には、発送委託先に直接その旨を、その瑕疵を発見したお客さまより連絡してください。菓子の再送等は発送委託先の責任において行い、当社は責任を負いません。 5. 景品の進呈時期 (1) 前記1. (1)の景品は、原則として、4月、7月、10月、1月下旬に進呈します。 (2) 前記1. (2)の景品は、原則として、毎年1月に進呈します。 6. 景品の送付先 (1) 当せんされたお客さま、及び前記1. (2)に該当するお客さまに、当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社へのお届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達したときには、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。 (2) 菓子の送付先は、hahaとして登録されたお客さまのお届出住所となり、coとして登録されたお客さまへの送付希望及び送付先変更は一切お受けしません。 第5条 景品の確認 <u>1. ギフトカード、スペシャルギフト、旅行券、及び菓子について</u> ギフトカード、スペシャルギフト、旅行券、及び菓子(以下「ギフトカード等の景品」といいます。)の発送にあたっては、厳正な管理及び登録をしています。送付されたギフトカード等の景品は、必ず到達直後<u>ただちに</u>お客さまご自身で確認をしてください。万一、ギフトカード等の景品の内容が相違していると思われる場合には、商品券等の景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、商品券等の景品到達後11日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。また、ギフトカード等の景品が配達された際にお客さまが不在であったため、ギフトカード等の景品の到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10日以内に行ってください。 <u>2. 宝くじについて</u> <u>宝くじの発送にあたっては、厳正な管理及び発送枚数の記録をしています。送付された宝くじは、必ず到達後ただちにお客さまご自身で枚数の確認をしてください。万一、枚数が相違していると思われる場合には、宝くじ到達の日を含め5日以内に当</u>

改定後	現 行
第5条 景品の変更 景品は、その価格変動又は経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をすることがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。 第6条 商品の取扱中止・変更について ソネット支店の取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止又は変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。 第7条 規定の準用等 本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。 第8条 規定の変更について 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。(削除) 第9条 休眠預金に関する取扱い 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、宝くじ等の景品を付与しません。 第10条 免責事項 次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいつさい責任を負いません。 (1)災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合(削除) (2)通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合(削除)	<u>社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、宝くじ到達後6日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。なお、宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため、宝くじの到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記枚数確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め5日以内に行ってください。</u> 第6条 景品の変更 景品は、その価格変動若しくは経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をすることがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。 第7条 商品の取扱い中止・変更について ソネット支店の取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止若しくは変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。 第8条 規定の準用等 本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。 第9条 規定の変更について 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。<u>なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。</u> 第10条 休眠預金に関する取扱い 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、宝くじ等の景品を付与しません。 第11条 免責事項 次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいつさい責任を負いません。 (1)災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合。 (2)通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合。

以 上

(2020 年 5 月 29 日現在)

(2022 年 1 月 4 日現在)